

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名：経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（軽油引取税）</span>	
要望項目名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）              さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</li> <li>・ 特例措置の内容              上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</li> </ul>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号                  地方税法施行令附則第10条の2の2第6項             </div>	
見込額	（初年度） — （▲10,399） （平年度） — （▲10,399） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的                  鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設（民生需要）を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性                  砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均12%と極めて高い。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1 経済成長 4 取引・経営の安定																		
	政策の達成目標	中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間																		
	同上の期間中の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																		
政策目標の達成状況	<p>砂利等の市場価格については、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(砂利)</th> <th>(碎石)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>100.3%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>100.8%</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>99.9%</td> <td>101.2%</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>100.8%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>100.6%</td> <td>100.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：財団法人建設物価調査会「建設物価」</p>		(砂利)	(碎石)	平成18年	100.3%	99.9%	平成19年	100.8%	100.1%	平成20年	99.9%	101.2%	平成21年	100.8%	101.4%	平成22年	100.6%	100.3%	
	(砂利)	(碎石)																		
平成18年	100.3%	99.9%																		
平成19年	100.8%	100.1%																		
平成20年	99.9%	101.2%																		
平成21年	100.8%	101.4%																		
平成22年	100.6%	100.3%																		
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用数量 (kL)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>350,617</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>362,779</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>349,014</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>323,960</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>323,960</td></tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>	平成18年度	350,617	平成19年度	362,779	平成20年度	349,014	平成21年度	323,960	平成22年度	323,960	平成23年度	323,960	平成24年度	323,960	平成25年度	323,960	平成26年度	323,960
	平成18年度	350,617																		
平成19年度	362,779																			
平成20年度	349,014																			
平成21年度	323,960																			
平成22年度	323,960																			
平成23年度	323,960																			
平成24年度	323,960																			
平成25年度	323,960																			
平成26年度	323,960																			
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	砂利採取業者等では、砂利採取作業等の過程で一定量の軽油の使用が不可避であり、生産費中に占める軽油価格の割合も平均12%と極めて高い。砂利採取業者等に軽油引取税を課した場合、自社の取組では他の運送手段や動力源への転換などによって税の負担を軽減することは極めて難しく、また、大半が中小企業であるため価格転嫁も困難な状況である。このため、本措置は、砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られ、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給に寄与するものである。																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。</p> <p>仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等が加速する懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響（国民の負担増）を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。</p>																		

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数	減収額（百万円）																		
	平成18年度	2,074	11,255																	
	平成19年度	2,055	11,645																	
	平成20年度	2,036	11,203																	
	平成21年度	2,025	10,399																	
	平成22年度	2,025	10,399																	
	平成23年度	2,025	10,399																	
	平成24年度	2,025	10,399																	
	平成25年度	2,025	10,399																	
平成26年度	2,025	10,399																		
※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算																				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>砂利等の市場価格は、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後で推移するなど、国内の社会資本整備や住宅等の建設基礎資材として、低廉で安定的に供給されている。</p> <p>一方、アンケート調査によれば、84%の砂利採取事業者等（488/584事業者）が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、14%の事業者が当該事業からの撤退を、また、32%の事業者は平均3人の従業員の削減を考えるとしている。更に、営業利益が赤字となっている104事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の68事業者も赤字に転落する状況にあるなど、本措置の廃止は、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念がある。</p> <p>このように、本措置の存廃が及ぼす影響が極めて大きい当業界にとって、本措置は、現下の雇用情勢が厳しい中、地域の雇用維持に大きく貢献しているほか、製品の出荷先の多くが当該県内であることを勘案すれば、地域経済の発展にも寄与している。</p>																			
前回要望時の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>砂利等の市場価格は、平成18年から平成22年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(砂利)</th> <th>(碎石)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>100.3%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>100.8%</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>99.9%</td> <td>101.2%</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>100.8%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>100.6%</td> <td>100.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：財団法人建設物価調査会「建設物価」</p>			(砂利)	(碎石)	平成18年	100.3%	99.9%	平成19年	100.8%	100.1%	平成20年	99.9%	101.2%	平成21年	100.8%	101.4%	平成22年	100.6%	100.3%
	(砂利)	(碎石)																		
平成18年	100.3%	99.9%																		
平成19年	100.8%	100.1%																		
平成20年	99.9%	101.2%																		
平成21年	100.8%	101.4%																		
平成22年	100.6%	100.3%																		
これまでの要望経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和37年度 拡充 ・「鉱物」に「岩石」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。</p> <p>昭和46年度 拡充 ・「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。</p> <p>平成21年度 3年間延長</p>																			